

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶たない。2010年の足利事件に始まり、布川事件（逮捕から無罪確定まで44年かかった）、東電OL事件から、2016年の東住吉事件、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続いている。熊本松橋事件は2019年の再審無罪まで逮捕から34年を要した。

再審は、無辜の者が救済される最後の砦である。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁の1つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことが多くあるということである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められている。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。無罪となった再審事件で、新証拠の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることである。袴田事件では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化していたが、この3月再審が決まった袴田事件は最初の再審請求から42年かかった。長期化した理由は、袴田さんの無実を示す証拠を検察官が隠し続けてきたからである。そして、再審が認められても、検察官の不服申立てで長期化したからである。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年では再審開始決定を得ながら、検察の控訴、申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられた。鹿児島大崎事件の原口アヤ子さんは一貫して無実を主張、3回の再審開始が決定したにもかかわらず検察の抗告により開始決定は取り消され、40年以上にわたる無実の叫びは抹殺され、96歳の原口さんはこのままでは死ねないと無罪を求めて闘っている。無期懲役刑を受けて獄中で病死した日野町事件の坂原さんは事件から38年、この2月高裁で再審開始決定が出たにもかかわらず、検察は最高裁に上告した。福岡飯塚事件は事件から30年、死刑執行から14年が経過した。再審請求の途中であつという間に死刑にされた。最近では、「正義の行方」と称して、NHKが何度も放映している。今、再審開始決定を求める運動が広がっている。

よって、国会及び政府においては、再審法における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救済するため、下記のとおり再審法の改正を行うよう求める。

記

1. 再審のための全ての証拠の開示を義務づけること
2. 検察官の再審妨害（不服申し立て）を禁止すること
3. 再審の手続を定めた法制度を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

大分市議会